

日本学術会議の法人化に向けて

〔令和5年12月22日
内閣府特命担当大臣決定〕

日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会中間報告において、日本学術会議には、科学の進歩への寄与と科学の成果を通じた国民及び社会への貢献、課題解決に向けた学術的・科学的助言などの機能が求められており、世界最高のアカデミーを目指し、これらの機能を十分に発揮できるようになると同時に、政府等からの独立性を徹底的に担保することが何よりも重要であることから、国とは別の法人格を有する組織になることが望ましいとされたことを踏まえ、日本学術会議を国から独立した法人格を有する組織とする。

組織体制の詳細については、活動・運営の高い独立性を前提とした上で、科学の進歩と社会の変化が日本学術会議の活動・運営に自律的に反映されるとともに、国民の理解・信頼の確保に必要な高い透明性と自律的な組織に必要なガバナンスが担保されるよう、以下の考え方沿って、今後、日本学術会議の意見も聴きながら、内閣府において法制化に向けた具体的な検討を進める。

《使命及び目的》

1 特別の法律に基づいて設立される新たな日本学術会議は、我が国の科学者の内外に対する代表機関として、科学（自然科学だけでなく、社会科学及び人文科学のすべてを含む。）が国民及び人類共有の知的資源であり、科学の進歩と科学の成果の活用は国民及び人類の福祉に資するものであるという確信に立って、国民の総意の下に設立される。

新たな日本学術会議は、世界の学界と提携して科学の進歩に寄与し、科学の向上発達及び科学の成果を通じて、国民の福祉及び我が国の発展に貢献し、ひいては人類社会の福祉に寄与することを目的とする。

《業務》

2 新たな日本学術会議は、独立して以下の業務を行う。

(1) 科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること。

特に、科学に関する重要事項について、政府に客観的で科学的根拠に基づく

助言（科学的助言/勧告）を行うことができる。政府は、科学に関する重要事項について日本学術会議に科学的助言を求める（諮問）ことができる。政府は、新たな日本学術会議の依頼に応じて、資料や情報の提供を行うことができる。

- (2) 科学に関する各種ネットワークの構築・活用、国民及び社会との対話の促進などにより、科学の発展と社会課題の解決に資すること。
- (3) 科学の発展、我が国及び人類社会の課題解決への貢献を目指して、国際的な連携・交流を進めること。このため、科学に関する国際団体に加入することができる。

《会員選考》

3 新たな日本学術会議は、優れた研究又は業績がある科学者のうちから、独立して会員を選考する。会員は、新たな日本学術会議の独立性・自律性を踏まえつつ、透明かつ厳正なプロセスで選考されるものとする。

- (1) 新たな日本学術会議に会長が任命した外部の有識者からなる選考助言委員会（仮称）を置き、選考に関する方針等を策定する際にあらかじめ意見を聞くものとする。
- (2) 新たな日本学術会議における会員の選考方法は、コ・オブテーション方式を前提とする。その上で、高い会員の資質を維持し、科学の進歩や社会の変化に応じて会員構成などが自律的に変化し進化していくことを制度的に担保するため、海外諸国にみられるような現会員による投票制度の導入などを検討する。
- (3) 会員の任期、定年、定員などの在り方についても検討する。連携会員の在り方についても関連して検討する。
- (4) 新たな日本学術会議の発足時に会員となる者の選考については、特別な選考方法を検討する。

《内部組織》

4 新たな日本学術会議の体制の重要な事項は以下のような方向で検討する。細則については、法律の規定を踏まえ、法人が定める。

- (1) 会長及び副会長数名を置き、会長は会員の互選によって定める。常勤とすることも検討する。

- (2) 運営・活動に関する重要事項の決定は、会員から構成される総会の議決を経るものとする。
- (3) 運営に関する事項を審議するため、幹事会（仮称）を置く。幹事会は、会長、副会長及び会員で組織し、幹事会の構成員は会長が任命する。

《財政基盤》

5 新たな日本学術会議が国民から求められる機能を適切に発揮するために必要な体制（事務局を含む）を整備する。

新たな日本学術会議は、活動・運営の活性化、独立性の徹底という観点からも、財政基盤の多様化に努める。

その上で、必要な財政的支援を行う。外部資金獲得の支援に必要な措置も検討する。

《ガバナンス》

6 国民の理解・信頼の確保に必要な高い透明性と自律的な組織としてのガバナンスを担保するため、以下の方向で検討する。

- (1) 新たな日本学術会議に運営助言委員会（仮称）を置き、予算・決算、中期的な計画その他の運営に関する重要な事項（科学的助言の内容等に関するのを除く。）について意見を述べる。委員は、会員及び連携会員以外の者が過半数となるよう会長が任命する。
- (2) 新たな日本学術会議に監事を置く。監事は主務大臣が任命し、業務、財務及び幹事会構成員の業務執行の状況を監査する。
- (3) 新たな日本学術会議は、毎年、業務執行、組織及び運営等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。
- (4) 主務大臣が任命する外部の有識者で構成される日本学術会議評価委員会（仮称）を置き、新たな日本学術会議に求められる機能が適切に発揮されているかという観点から、業務執行、組織及び運営等の総合的な状況について、中期的な計画の期間ごとに評価を行う。新たな日本学術会議が中期的な計画を策定するに当たっては、その意見を聞くものとする。